

〔問 2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 労災保険の保険給付に関する決定に不服のある者は、 A に対して審査請求をすることができる。審査請求は、正当な理由により所定の期間内に審査請求することができなかったことを疎明した場合を除き、原処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したときはすることができない。審査請求に対する決定に不服のある者は、 B に対して再審査請求をすることができる。審査請求をしている者は、審査請求をした日から C を経過しても審査請求についての決定がないときは、 A が審査請求を棄却したものみなすことができる。
- 2 労災保険法第42条によれば、「療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、 D を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、 E を経過したときは、時効によつて消滅する。」とされている。

選択肢	
① 60 日	② 90 日
③ 1 か月	④ 2 か月
⑤ 3 か月	⑥ 6 か月
⑦ 1 年	⑧ 2 年
⑨ 3 年	⑩ 5 年
⑪ 7 年	⑫ 10 年
⑬ 厚生労働大臣	⑭ 中央労働委員会
⑮ 都道府県労働委員会	⑯ 都道府県労働局長
⑰ 労働基準監督署長	⑱ 労働者災害補償保険審査会
⑲ 労働者災害補償保険審査官	⑳ 労働保険審査会

第49回(平成29年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準	
本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。	
① 選択式試験は、総得点24点以上かつ各科目3点以上（ただし、雇用保険法及び健康保険法は2点以上）である者	
② 択一式試験は、総得点45点以上かつ各科目4点以上（ただし、厚生年金保険法は3点以上）である者	
※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。	
(2) 配点	
① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。	
② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。	

2 試験問題の正答

試験科目 \ 出題形式	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む)	⑱	㉑	⑤	⑧	⑩	A	D	C	D	B	E	B	C	B	C